

## 役員及び評議員、顧問の報酬等に関する規程

### (目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人桜楽会（以下「この法人」という。）の定款第8条、第22条及び第24条の規定に基づき、役員及び評議員、顧問の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区別されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区別されるものとする。

### (報酬等の支給)

第3条 役員等及び顧問に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬は支給しない。

- (1) 非常勤の役員 報酬
- (2) 評議員 報酬
- (3) 顧問 報酬

### (報酬等の額の算定方法)

第4条 非常勤の役員及び顧問に対する報酬の額は別表1に定める額とする。

- 2 評議員に対する報酬の額は別表2に定める額とする。
- 3 この法人の全理事の報酬総額は、年間21万円以内とする。  
この法人の全監事の報酬総額は、年間18万円以内とする。  
この法人の全評議員の報酬総額は、年間21万円以内とする。  
この法人の顧問の報酬総額は、年間21万円以内とする。

### (報酬等の支給方法)

第5条 役員等及び顧問に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に

応じて、当該各号に定める時期とする。

- 2 非常勤の役員及び評議員、顧問に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。
- 3 報酬等は、現金により本人に支給する。
- 4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

#### (費用)

第6条 役員等及び顧問が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

- 2 役員等及び顧問が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

#### (端数の処理)

第7条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50銭端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

#### (その他費用)

第8条 役員等及び顧問がその職務の執行にあたって負担した費用は、この請求があった日から遅滞なく支払うものとし、前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

#### (公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

#### (補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

#### (改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規程は、令和元年7月1日より施行する。  
この規程は、令和5年7月26日より施行する。

別表1（非常勤の役員の報酬）

（1）理事

	源泉所得税額を控除した報酬日額
理事会等会議への出席	10,000 円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	15,000 円

（2）監事

	源泉所得税額を控除した報酬日額
監事監査等への出席	10,000 円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	15,000 円

（3）顧問

	源泉所得税額を控除した報酬日額
理事会等会議への出席	10,000 円

別表2（評議員の報酬）

	源泉所得税額を控除した報酬日額
評議員会への出席	10,000 円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	15,000 円